



申請書等作成にあたっての留意事項
(工事)

令和8年4月

中国地方整備局

港湾空港部

■ 全般

- ①申請書の提出様式の不足等により加点しない場合や欠格とする場合があるため、申請書の提出にあたっては、申請書の様式や添付資料及び記載内容について確認の上、提出すること

■ 賃上げを実施する企業への加点措置

- ①表明書の不備により加点しない場合があるため、表明書の作成にあたり国土交通省HPのQ & Aをよく確認すること

国土交通省HP : https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

不備の例

- ・評価対象外となる賃上げ表明期間
 - ・給与又は経理担当者の捺印（又はサイン）漏れ
 - ・中小企業の場合に必要な別表1の添付漏れ
- ②国税庁が令和7年1月より申告書等の控えの収受日付印の押捺を廃止しているが、中小企業においては引き続き別表1を添付すること

■ 災害協定締結による加点（地域貢献度、地元企業活用審査型）

- ①災害協定は、中国地方整備局（港湾空港関係）との災害時の応急対策業務に関する協定を対象とし、加盟する団体との協定も有効とする
- ②競争参加者が加盟する団体との協定の場合は、当該団体に加盟していることが分かる名簿等の写しを添付すること

■ 評価方法

	有効性S	有効性A ⁺	有効性A	有効性B	有効性C
具体性A	SA	A ⁺ A	AA	BA	CA
具体性B	SB	A ⁺ B	AB	BB	CB
具体性C	SC	A ⁺ C	AC	BC	CC
得点が付与された技術提案は実施義務を負う。					
<p>・技術提案は、実現性のある提案について、有効性5段階（S・A⁺・A・B・C）、具体性3段階（A・B・C）でそれぞれ評価し、その組み合わせに応じて得点を付与する。</p> <p>【有効性】 [S：非常に優れた効果が認められる、 A⁺：優れた効果が認められる、 A：一定の効果が認められる、 B：効果があるが小さい又は限定的、 C：効果なし（標準案と同じ）]</p> <p>【具体性】 [A：具体性が認められる、B：具体性が不足している、 C：具体性が認められない]</p>					

■ 評価結果の通知内容

	通知内容
①有効性及び具体性が認められ、得点が付与された提案（左表の塗り潰し箇所）	○：実施義務あり
②有効性又は具体性が認められず、得点が付与されない場合（左表の塗り潰し箇所以外）	－：実施義務なし
③施工を認められない提案	×：施工を認めない理由を付して通知

■ 競争参加資格を認めない技術提案（以下項目のいずれか一つでも該当する場合は、競争参加資格を認めない）

- ① 特記仕様書、図面等に明示されている仕様を全く満たしていない技術提案
- ② 安全に対する配慮が全くなされていない技術提案
- ③ 現地の気象・海象、地形、土質等の現場条件が全く考慮されていない技術提案
- ④ 土曜、日曜、祝日作業を前提とした技術提案

■ テーマの背景及び視点

- ① 指定テーマによっては、テーマに応じた視点を設け、その視点を踏まえた提案を求めているため、確認のうえ、ご提案いただきたい

■ オーバースペック、標準案相当と判断して評価しない提案

- ① 別表 1 に該当する提案、個別工事の技術提案説明書に追記している評価しない提案
- ② 別表 1 に該当しないが、過度なコスト負担を要する技術提案（明らかに過剰な費用を要す材料、作業機械及び施工方法等に関わる提案）
等と判断した場合
- ③ 共通仮設費率に含まれる項目として記載された一般的な対策
- ④ 工事目的物の変更を伴う提案（必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合はこの限りではないが、変更箇所について標準案と同等以上の性能・機能を有することが確認できるよう記載すること）
- ⑤ 構造の再検討や対外調整が生じる提案
- ⑥ 有効性(効果)・具体性の解説の具体的な記載がなく、判断ができない提案

なお、NETIS（新技術情報提供システム）登録技術や港湾関連民間技術を活用した技術提案においては、当局にて、登録内容に係る技術を把握することができるため、登録されている内容については、具体的な記載までは求めない

■ 留意事項

- ① 1つの技術提案項目に複数の技術提案が記述されていると判断した場合、当局で各々の技術提案の記述を吟味したうえで、当該技術提案項目の評価を総合的に判定する
- ② 技術提案項目について、各事項（「提案内容」、「標準案との相違点」、「実現性のある技術提案について有効性（効果）・具体性の解説」、「概算費用（技術提案評価型S I型の技術向上提案の場合のみ）」）の具体的な記述がない場合、その技術提案は加点評価しない又は加点評価を下げることもある。
- ③ 提案内容を実施するにあたり、必要な工法、技術、機材及び施工管理等について詳細に記述するとともに効果を裏付ける根拠（数値（類似工事実績等含む）、出典元）を可能な範囲で明示すること。なお、必要に応じて、構造図や説明用図表等を添付し、得られる効果等を客観的に証明するよう努めること。
- ④ 工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記述すること。
- ⑤ 工事目的物の変更や対外調整を伴う提案については、技術提案として認めない。また、必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合はこの限りではない。なお、変更箇所について、標準案と同等以上の性能・機能を有することが確認できるよう記述することとし、この記述がない場合は技術提案として認めない。
- ⑥ 提案内容の記述にあたっては、「必要に応じて・・・」、「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現は避け、可能な限り具体的に記述すること。技術提案の対象範囲について、明確な記載がなく全てに適用するのか又は部分的に適用するのか判断ができない提案は、評価が低くなる場合がある。
- ⑦ 標準案との相違点について記述すること。なお、標準案の内容が一般的な施工方法から逸脱した内容が記載され、テーマに係る有効性の効果を判断できない場合、その技術提案は加点評価しない又は加点評価を下げることもある
- ⑧ 提案技術の施工法のみでなく、提案の効果を担保するために必要な施工管理の方法について記載すること

■ 書式・体裁

- ①様式は1提案毎にA4判1枚とする
- ②様式は、文字サイズ10.5ポイント以上、行数45行/ページ以内、文字数40字/行以内（半角文字は2字で全角1字換算）で作成すること
ただし、上記の様式内に記載している定型文は、行数、文字数の対象外
- ③様式に図・表等を添付する場合は、添付範囲分の行数・文字数を上記より減らすこと（添付する図・表等の文字サイズは規定しない）
- ④有効性を示す文字範囲を「文字囲」、具体性を示す文字範囲を「アンダーライン（波線）」で明示すること
（有効性（効果）・具体性の明示箇所は重複しても構わない）
- ⑤技術提案書は一度提出すると差し替えや変更はできないため、記載内容について再確認の上、提出すること

■ 履行確認

- ①履行の確認方法、頻度等については、工事着手前に受注者と発注者が協議し、履行計画書へ記載し、発注者へ提出するものとする
- ②技術提案書に記載した履行確認方法の内容に関わらず、工事着手前に受注者と発注者が協議した内容により、履行確認を行う
- ③技術提案は、現地施工時に齟齬が生じないよう、事前に配置予定技術者と内容について確認のうえ、作成すること
- ④受注者が競争参加資格確認通知時に「可」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合は、不履行となった技術提案評価項目に対して加算点として付与された点数を請負工事成績評価から減点する
（最大10点、但し特に悪質と認められる場合は最大20点）
- ⑤技術提案が履行できなかった場合は、上記請負工事成績評価の減点に加え、次の算定式により違約金を徴収する。ただし、当初契約金額の10%を限度とする。

$$\text{違約金} = \text{当初請負代金額} \times (1 - \text{施工後の評価点} / \text{当初評価点})$$

注1) 当初評価点 = 標準点100点 + 加算点 + 施工体制評価点

注2) 施工後の評価点 = 当初評価点 - 不履行となった技術提案項目に対して付与された加算点